

コロナ禍で孤立した NPO とその先の支援： アフターコロナに必要な団体の存続のために

実行団体公募のお知らせ (要約版)

申請受付期間 2020 年 8 月 26 日(水)～9 月 18 日(金)

資金分配団体（本事業についての問い合わせ先）



公益財団法人
みらいファンド沖縄

〒903-0824 那覇市首里池端町 34 2F

tel. 098-884-1123 fax. 098-882-2400

corona@miraifund.org（担当：平良、鶴田）

<http://miraifund.org>

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大は、緊急事態宣言の発令をはじめ、「三つの密」の回避などの「新しい生活様式」が求められるなど、経済・社会にこれまでにない大きな変化をもたらしています。感染拡大の影響により、社会がコロナ以前から抱えていた課題が、コロナによって顕在化、悪化している現状があります。中には行政による支援が届かず、民間公益活動によって緊急的な対策が取られているケースもあります。しかし反面、そうした団体自身が、対面サービスやスタッフ・ボランティアの確保や財源確保が困難になるなどの課題に直面しています。行政では対応困難な社会的課題の解決に向けた民間公益活動の停滞は、その対象者の生活や困難な状況に直面している地域社会のみならず、民間公益活動を担う団体の事業継続に大きな影響を与えています。

そうした中、新型コロナウイルス感染拡大により深刻化する課題に対して、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）が、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年度法律第 101 号 以下「法」という。）に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体の公募を実施しました。

その結果、沖縄県で活動している公益財団法人 みらいファンド沖縄（以下「みらいファンド」）は、資金分配団体のひとつとして採択されました。

これに伴い、みらいファンドは、沖縄県で活動する実行団体の公募を行います。公募要項の詳細は、8 月 31 日（月）のオンライン公募説明会にて説明しますが、以下は要約です。

2. 助成方針等

(1) 助成対象事業

対象事業は、以下の 3 つの優先的な領域における諸課題の解決を目指す事業であること。

- 1) 子ども及び若者の支援に係る活動
- 2) 日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

上記 1)～3) の 3 つの分野での「優先的に解決すべき社会の諸課題」に関し、新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、早急に、あるいは、優先して取り組むべき課題について、その解決策、事業目標に関する提案が可能です。

(2) 助成額・助成期間・対象地域

- ・事業期間：2020 年 10 月～2020 年 5 月
- ・採択予定実行団体数：6 件（沖縄県内の団体で、県内で行う活動）
- ・1 団体あたりの助成額：上限 360 万円

(3) 助成方針

みらいファンドは、本事業の実施に当たっては、以下のような実行団体への側面支援を重視します。

- ✧ 資金提供団体と実行団体は、密なコミュニケーションを保ちます。例えば、本事業の助成資金活用により、どのような変化が生まれるかを計画段階から明確にしたり（「事前評価」を行う）、実施期間中のモニタリングにおいて伴走したり、完了時の評価や事業完了後の計画作りを参加型で行ったり、民間や行政との連携、積極的な仲間づくり、社会への発信とネットワーキングを行う活動をファシリテーションします。
- ✧ 本助成金は、コロナ以前からあった課題でコロナ禍によって顕在化した活動に継続的に取り組む団体の支援であることに鑑み、助成期間中のみならず、コロナ後も自律的かつ持続的に継続できるよう、実行団体が組織の基盤と能力強化を行うニーズを尊重します。
- ✧ 実行団体には、以下のような活動を行っている、または行う計画があり、コロナ後も継続して行う予定のある公益団体が想定されます。
 - ① コロナのためケアの頻度が減ったり孤立が悪化した高齢者を対象とする支援
 - ② 収入の減少、失業、休校などのため困窮するひとり親家庭の相談と支援、相互扶助の強化など
 - ③ 子どもの食の状況の改善、居場所・学びの機会の提供、孤立化からの保護
 - ④ 困窮する外国留学生の支援

3. 申請資格要件 申請の対象となる団体、事業について

(1) 助成対象団体

下記の全てに該当する団体が対象となります。

- ① 沖縄県内に事務所を置く民間公益活動を行う団体であること。（法人格の有無、種類は問いません。）ただし、事業を的確かつ公正に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制等を備えていることが必要です。
- ② 過去に申請にかかる活動の実績があり、実行団体として適切に業務を遂行できる団体であること。コンソーシアムの場合には、参画する団体のうち少なくとも 1 団体に申請内容に関する活動の実績があること。
- ③ 宗教団体、政治団体、暴力団（反社会勢力）に該当する団体ではないこと。
- ④ 申請期間終了後、およそ 2 週間以内に実施するみらいファンドのヒアリングに対応できること。
- ⑤ 助成内定決定後に開催する内定実行団体オリエンテーションに必ず参加し、みらいファンドからのサポートを受けるために必要な書類を遅滞なく提出できること。
- ⑥ 助成金の使途を原則、すべて公開できること。

4. スケジュール、申請の流れ

(1) 公募期間

公募期間は 2020 年 8 月 26 日（水）から 2020 年 9 月 18 日（金）まで

(2) 申請および助成先決定までの流れ

- ウェブサイトにて公募要領（要約版）公開（8月26日（水））
- オンライン公募説明会（8月31日（月））（詳細は下記の「オンライン説明会の開催」を参照。）
- 個別相談会の開催（2020年9月1日（火）～9月15日（火））（詳細は下記「相談会の開催」を参照）
- 申請締切（9月18日（金）午後5時）
- 助成先内定通知（10月9日（金）目途）
- 内定団体説明会（10月13日（火）目途）
- 契約（10月13日（火）以降随時）、選定された実行団体の名称、事業名、事業概要の公表、助成金支払

オンライン説明会の開催

内容：休眠預金制度の概要、実行団体公募の流れ、質疑応答

日時：2020年8月31日（月）15：00～16：30

開催方法：

Zoomによる説明会になります。以下のURLから当日午前中までに参加申し込みをしてください。受付後、申込のメールアドレスにZoomのURLをご案内します。

<https://forms.gle/mpuG6YLzgWZNjCcs9>

個別相談会の開催

申請を希望する団体を対象に、個別相談会を設けます。

- ・ 相談期間：2020年9月1日（火）～9月15日（火）
- ・ 相談申込方法：
下記メールアドレスに、「【休眠事業】相談希望」とタイトルをつけ、ご相談内容を簡単に記載しお送りください。内容により相談対応方法（電話・対面・オンライン会議など）を検討し、みらいファンドよりご連絡差し上げます。
- ・ 相談会申込先：みらいファンド 代表アドレス (corona@miraifund.org)

〈相談内容例〉※どのような内容でもお気軽にご相談いただけます。

- ・ 自社・団体にエントリーが可能か・申請様式の書き方について
- ・ 実施内容が本事業の趣旨に合っているか・事業計画書作成方法 等

5. 申請方法 必要書類、経費について、提出先

(1) 申請に必要な書類

申請に必要な以下の書式は、[みらいファンド沖縄ホームページ](https://miraifund.org)よりダウンロードしてお使いください。

(URL：<https://miraifund.org/>)

①（様式1）助成申請書

*別紙1、欠格事由に関する誓約書、別紙2、業務に関する確認書、別紙3、情報公開同意書、別紙

4、申請に関する誓約書を含みます。

- ②（様式 2）団体情報
- ③（様式 3）事業計画書
- ④（様式 4）資金計画書
- ⑤（様式 5）規定類確認書

*本確認書に例示されている規定類の整備状況については申請団体のホームページ閲覧等により当団体で確認を行います。必要に応じて照会を行うことがありますのでご注意ください。

- ⑥（様式 6）役員名簿

*エクセル様式順守となります。エクセルファイルにはパスワードをかけ、パスワードはファイルと別に送ってください。

- ⑦（様式 7）申請書類チェックリスト

- ⑧ 定款（必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。）

- ⑨ 前年度の貸借対照表

- ⑩ 前年度の損益計算書（活動計算書、賞味財産増減計画書、収支計算書等）

経費について

経費に関する考え方や手続き全般については、資金提供契約書にて取り扱いを明記しますが、以下ご注意ください。

- ① 管理的経費の助成額に対する比率は、助成額の 20%を上限とします。
- ② 人件費を計上する場合は、人件費水準の公表が必要です。
- ③ 現在の経済環境や実行団体における事業実施期間が短期間であることを踏まえて、自己資金 20%についての確保は必要としません。
- ④ 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。助成に充当される費用の支払いは、事業完了後に確定精算します。
- ⑤ 助成金の積算、精算については別途「積算の手引」、「精算の手引」にて詳細を定めます。（手引については説明会にて。）

申請書類提出先

必要書類を郵送およびメール（両方必須）にてご提出ください。

- ・締め切り（郵送）9月18日（金）必着（メール）同日17:00必着
- ・郵送先：〒903-0824 那覇市首里池端町34 2F みらいファンド沖縄 宛
- ・メールアドレス：corona@mirairfund.org

6. 選考 採択事業の選考方法と基準

(1) 選定方法

- ① 原則書類審査となりますが、必要に応じて申請団体の面談を行います。
- ② 公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議において審査を行います。
- ③ 審査（内定）の結果は申請団体に対し、文書およびメールにて通知します。（10月9日（金）目途）
- ④ 内定団体は、内定団体説明会に出席していただき、本事業の運営方法等の必要要件をご確認いただ

いた上で最終の採択決定とし、契約手続きに進みます。

(2) 選定基準

以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。支援実施の緊急性に鑑み、以下の○印の3分野を重点的に考慮します。

分野	内容	重視分野
ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか	○
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が解決したい課題に対して妥当であるか。	○
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か	○
継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か	
先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか	
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながる事が期待できるか	
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか	